

コロナ感染 100%労災認定！！

昨年から現在にかけて、コロナウイルスに罹患（感染）した関西の6名の東海労組合員が労基署に労災申請していました。

何と6名全員が労災を認定されました。内1名は、2回感染して2回とも認定されました。また、東京の職場でも労災認定された人がいると聞いています。さらに3名が現在申請中です。

即ち、申請者が全員認定されました。

これまで会社は、コロナに感染した場合、本人の選択として年休か私傷病休暇（無給）のどちらかの選択しかないとやってきました。また、組合は会社に対して新たにコロナ罹患休暇を新設するよう要求してきましたが、全く応じようとしませんでした。

関西の他の私鉄では会社が労災申請してくれる会社もあるそうです！

労災保険施行規則第23条で、会社には申請にあたって助力義務があります！

しかしながら、当初、会社は労災申請書に捺印も拒否する労災申請の妨害をしてきました。こうした状況の中で、現段階で申請手続きを完了した組合員全員が労災認定されました。

その結果、私傷病休暇（無給）でカットされた賃金の8割補償と、残りは福社会で補填され100%の賃金が補償されます。また、ボーナスも欠勤日数分のカットも返ってきます。年休も使用する必要もなくなりました。

これまでコロナ感染して私傷病休暇（無給）で賃金をカットされていた皆さん！

まだ間に合いますよ！

2年前までさかのぼって申請できますよ！！